

佐賀県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年七月七日から平成二十一年八月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 若宮鶴線	神崎市神崎町城原字熊谷一五〇六番三 地先から 神崎市神崎町城原字六本黒木七八〇番 一地先まで	平成二一・七・七